

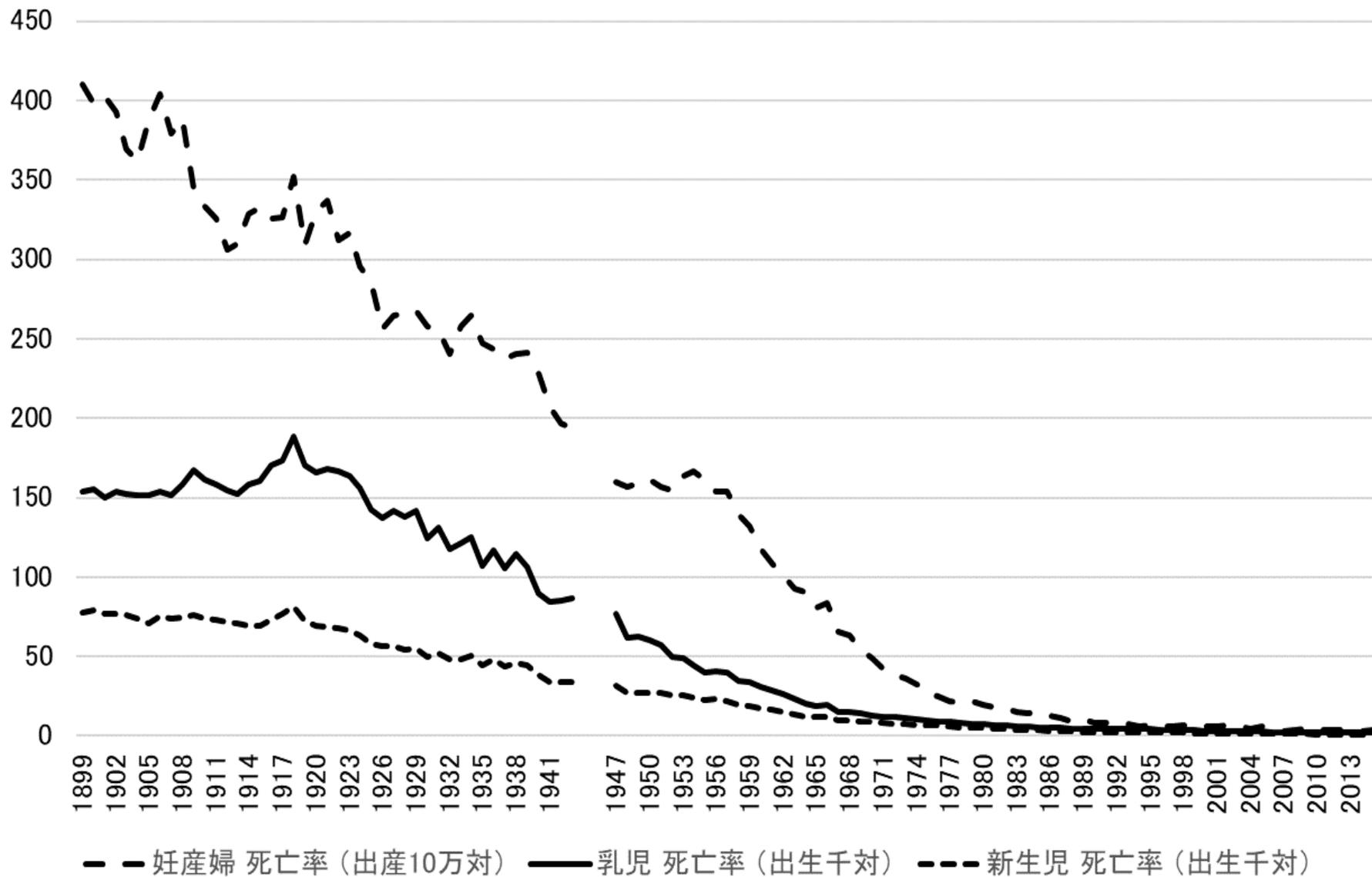
母子健康手帳、母子保健情報等に  
関する検討会：第1回 2022.5.27.

# 母（妊産婦）と子（乳幼児）の 健康を支援する 手帳制度の変遷など

椋山女学園大学教育学部

中島 正夫

# 妊産婦死亡率・乳児死亡率・新生児死亡率の推移



# 母と子の健康を支援する手帳制度の変遷と関連事項

年	主な内容
1937(昭和12)年	日華事変勃発
1938(昭和13)年	厚生省創設
1940(昭和15)年	国民体力法(徴兵前の青少年の体力培養と結核予防)
1941(昭和16)年	人口政策確立要綱・国民優生法(「産めよ増やせよ」が国策となる。) 乳幼児一斉検診(予算事業。妊産婦手帳制度は予算要求するも認められず。) 太平洋戦争開戦
1942(昭和17)年5月	乳幼児体力手帳制度(国民体力法改正により乳幼児も健康管理の対象となる。)
7月	妊産婦手帳制度(妊産婦手帳規程)
1945(昭和20)年	第二次世界大戦終戦 妊産婦手帳制度継続(乳幼児体力手帳制度中止)
1948(昭和23)年	母子手帳制度(児童福祉法施行)
1953(昭和28)年3月	母子手帳の配給手帳としての運用廃止
1960(昭和35)年	乳幼児身体発育調査開始(以後10年ごとに実施)
1966(昭和41)年	母子健康手帳制度(母子保健法施行)
1976(昭和51)年	母子健康手帳様式の全面改正(現行様式が概ね固まる。)
1992(平成4)年	改正母子保健法施行:母子健康手帳の交付事務の市町村への委譲 (手帳様式の構成に関する抜本改正(記録部分(医学的記録・保護者等の記録)は全国统一(省令様式)・情報部分(行政情報・保健育児情報)は省令で記載事項のみ定め内容については市町村の裁量(任意記載事項様式・例を通知で提示))

# 各手帳制度の概要

(中島正夫. 日本公衆衛生雑誌 58(7) 515-525. 2011. )

	乳幼児体力手帳制度	妊産婦手帳制度
実施時期	1942～1945年度	1942～1947年度
根 拠	国民体力法	妊産婦手帳規程
主な対象	乳幼児	妊産婦・乳児(初めて体力検査を受けるまで)
概 要	<p>・「国民体力法」の改正により乳幼児も体力検査、保健指導の対象とされ受診者に手帳を交付及び妊産婦手帳制度による出産申告の際、出生の場合に手帳を仮交付。</p> <p>・保健医療従事者が乳幼児の体力検査や保健指導の結果、予防接種の記録等を手帳に記載。</p> <p>・保護者が乳幼児の保健医療の記録を携帯することによりその後の支援等に役立てる。</p> <p>(注)制度が正式に廃止されたのは1954年であるが、予算が講じられたのは1945年度まで。</p>	<p>・妊娠した者が医師または助産婦による証明書を付して地方長官に妊娠の届出(義務)をすることにより手帳を交付。</p> <p>・保健医療従事者が妊産婦及び乳児(初めての体力検査を受けるまで)の健診や保健指導の記録等を手帳に記載。</p> <p>・出産申告書の届出により出産児の健康状態等を把握。</p> <p>・妊産婦が自らの及び乳児(同上)の保健医療の記録を携帯することによりその後(次の妊娠を含む)の妊産婦の支援等に役立てる。</p> <p>・一定の母子保健情報を提供(妊産婦の心得)。</p> <p>・妊産育児に必要な物資の配給手帳として利用。</p>

	母子手帳制度
実施時期	1948～1965年度
根 拠	児童福祉法
主な対象	妊産婦・乳幼児
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠した者が医師または助産婦による証明書を付して市町村長に妊娠の届出(義務)をすることにより都道府県・政令市が手帳を交付。</li> <li>・出産申告書の届出により出産児の健康状態等を把握(1952年度まで)。</li> <li>・出生届出済証明による出生届の完全実施(すべてのこどもが平等に社会的な恩恵をうけることを目的とした。)</li> <li>・保健医療従事者が妊産婦と乳幼児の健診や保健指導の記録等を手帳に記載(保護者は乳幼児の身体発育のグラフへの記入等が期待された。)</li> <li>・妊産婦・保護者が自らの、及び乳幼児の保健医療の記録等を携帯することによりその後の支援等に役立てる。</li> <li>・一定の母子保健情報を提供(妊産婦の心得・育児の心得(1950年度から)、児童憲章(1953年度から)など)。</li> <li>・妊産育児に必要な物資の配給手帳として利用(1952年度まで)。</li> </ul>

	母子健康手帳制度
実施時期	1966年度～現在
根 拠	母子保健法
主な対象	妊産婦・乳幼児
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠した者が市町村長に妊娠の届出(勧奨)をすることにより手帳を交付(当事者の自発性を期待し、届出は勧奨に、また医師等の証明書は不要になった。)</li> <li>(注)1992年度に交付事務は市町村に委譲。</li> <li>・出生届出済証明による出生届の完全実施(すべてのこどもが平等に社会的な恩恵をうけることを目的とした。)</li> <li>・保健医療従事者が妊産婦と乳幼児の健診や保健指導の記録等を手帳に記載。</li> <li>・妊産婦・保護者も本人・乳幼児の健康状態等を記入。</li> <li>・妊産婦・保護者が自らの、及び乳幼児の保健医療の記録や自ら記載した記録を携帯することによりその後の支援等に役立てる。</li> <li>・種々の母子保健情報を提供(改正ごとに増加。1992年度から厚生省令では記載項目のみを定め、内容は市町村の裁量に委ねられた。)</li> </ul>

# 各手帳制度の公衆衛生行政上の意義

公衆衛生行政上の意義		乳幼児体力 手帳制度 (1942~1945)	妊産婦 手帳制度 (1942~1947)	母子 手帳制度 (1948~1965)	母子健康 手帳制度 (1966~)
母子保健サービスの受け 手を把握すること等	妊娠の届出による妊産婦 の把握	—	◎ (義務)	◎ (義務)	◎ (勧奨)
	出産申告書の届出による 出産児の把握 (出生体重、健康状態等)	—	◎	◎ (~1953.3.)	—
	出生届出済証明による出 生届の完全実施	—	—	◎	◎
妊産婦を早期に医療に結びつけること (義務:妊娠の届出時の医師又は助産婦の妊娠証明 書の添付)		—	◎	◎	—
各種記録を当事者が携帯 し、その後(次の妊娠時を 含む)の保健医療従者の 的確な支援等に結びつけ ること	保健医療従事者による記 録の記載	◎	◎	◎	◎
	当事者による記録の記載	—	—	△	◎
当事者・家族による妊産 婦・乳幼児の健康管理を 支援すること	保健医療従事者が記載し た各種記録を当事者が所 持、参考とする	◎	◎	◎	◎
	母子保健情報の提供 (知識の普及)	—	○ (妊産婦の心得)	○ (1950.4.~ 妊産婦の心得・ 育児の心得)	◎
	当事者による記録の記載	—	—	△	◎
母子栄養を維持すること (配給手帳としての運用)		—	◎	◎ (~1953.3.)	—

備考: ◎は該当することを、○は該当するが◎に比べ内容が少ないことを、△は該当するが様式上明確でないことを示す。

# まとめ

◎母子健康手帳制度は「母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る」ことを目的とする母子保健法に基づく施策である。

ライフステージの中で、特に健康リスクが高い妊産期と乳幼児期にある者の健康の支援を意図している制度と考える。

◎具体的には

「妊娠・出産・乳幼児に関する一貫した健康記録簿」を、支援者（医師・保健師など）と妊産婦・保護者が記入することにより作成する。

妊産婦・保護者は、健康管理を、当該記録や、手帳を通じて提供される「各種保健情報等」などを参考に行う。

支援者は、支援を、妊産婦・保護者が所有する当該記録を基礎資料として行う。

このため、いつでも、どこでも記入、参照できることが必要。

◎特に、妊産婦・保護者自らが自身や子どもの健康状況などを手帳に記入することが、自身及び子どもの健康管理意識の向上につながると考える。